

鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事及び建設工事に関する測量調査設計業務（以下「建設工事等」という。）について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図るとともに適正な契約の履行に資することを目的とする。

(入札の公告)

第2条 事後審査型入札を実施するときは、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第6条に規定する事項のほか、次に掲げる事項も併せて公告するものとする。

- (1) 鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）の提出方法に関する事項
- (2) 入札参加資格確認審査及び落札者の決定方法に関する事項
- (3) その他入札に関し必要な事項

(現場説明会)

第3条 現場説明会は原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に公告において明らかにするものとする。

(入札書等の提出)

第4条 事後審査型入札に参加しようとする者は、公告において示す方法により次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
- (3) 工事費内訳書

(簡易審査)

第5条 市長は、開札の前に次の各号の項目について簡易審査を行うものとし、公告の際に提示した条件を満たさない者の行った入札は無効とする。

- (1) 業種登録
- (2) 対象ランク
- (3) 建設業許可の種類
- (4) 住所要件

(開札)

第6条 市長は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者及びその他の条件が鈴鹿市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）で決定した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。

(落札者の決定)

第7条 市長は、落札候補者から提出された参加資格確認申請書及び確認申請書等を審査した結果、入札参加資格を満たしていることが確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかに落札決定をした旨を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者は失格とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、資格を満たす者が現れるまで順次審査を行うものとする。

3 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に速やかにその旨を通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格を満たしていないことが確認された者は、前条第3項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

2 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。